

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日（火）午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

| | | |
|--------|-----|---------|
| 会 長 | 10番 | 齊 藤 常 夫 |
| 会長職務代理 | 5番 | 中 山 雅 史 |
| 委 員 | 1番 | 海老原 茂 |
| 委 員 | 2番 | 萱 橋 敏 男 |
| 委 員 | 3番 | 飯 泉 秀 夫 |
| 委 員 | 4番 | 栗 原 哲 |
| 委 員 | 6番 | 前 島 守 |
| 委 員 | 7番 | 菊 地 典 夫 |
| 委 員 | 8番 | 羽 田 茂 |
| 委 員 | 9番 | 矢 口 剛 |

農業委員会事務局職員（4人）

| | |
|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 成 嶋 均 |
| 事務局長補佐 | 浅野 博之 |
| 主 査 | 大久保慎太郎 |
| | 草間 真樹 |

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました，ただいまから令和2年11月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます，携帯電話をお持ちの方は，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速，総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番，会長挨拶，齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

大変お忙しい中，11月のつくばみらい市農業委員会総会にご出席頂き誠に有難うございます。

総会に先立ち，一言ご挨拶申し上げます。

10月16日に茨城県の農業委員長・事務局長会議が水戸市で行われましたので，その内容について簡単に報告いたします。この会議は，農業会議の今後の事業推進について確認したところです。令和2年度は茨城県農業会議として6つの重点項目を掲げて取り組んでいますが，下半期の具体的な取り組みについて内容を確認したところです。

また，「人・農地プランの実質化の取り組み」について，県農業経営課の説明を受けました。特に各市町村において「地域の話し合い」を含めて人・農地プランを策定する段階ですが，新型コロナウイルスの感染防止の観点から，地域の話し合いをどう進めていくべきかという視点で話がありました。

つくばみらい市の「人・農地プランの実質化」は，来月から具体的に座談会を始める予定です。新型コロナウイルスの感染防止対策を進めながら座談会に臨んでいきたいと思っております。

さて，本日の総会は，議案3件と報告事項3件となっています。皆さんの真摯なご審議をお願いしまして，大変簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは，つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により，議長は会長が務

めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしという声がありましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。5番、中山職務代理、6番、前島委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。資料の1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,705㎡、■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は687㎡、合計2筆、2,392㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、面積は168㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,043㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料2」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,364㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料3」をご覧ください。

続きまして受付番号5番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**字** **番**，地目は登記，現況とも畑，面積は144㎡，**字** **番**，地目は登記畑，現況 公衆用道路，面積は77㎡，合計2筆221㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

はい、11月4日午前9時から書類審査、現地調査の確認を行いました。メンバーは、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。地図をご覧ください現地は、旧東小学校（現すみれ幼稚園）の東側、東団地と東会館の東側に位置しております。

申請地の農地区分につきましては、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたしました。申請地は住宅地に隣接しておりますが、既に住宅に近いところに太陽光パネルが設置されたところもあり、近隣住民への影響も少ないと思われれます。別紙「参考資料1」にもありますが、発電量は49.5kwで、330wパネルを340枚設置し、パワーコンディショナーを10台設置する計画となっております。経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、土地改良区の意見書も併せて添付されており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件は満たしていると考えられます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。現地は守谷から板橋に至る県道の豊体の交差点から中通川を過ぎて、南側に入った地域にありました。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、1種農地と判断致しました。申請者は、申請地1筆登記地目畑の168㎡と登記地目宅地1筆84.45㎡の合計252.45㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。なお、隣地には親の住宅が建築されておりました。関係法令との調整も行って終わっており、自己住宅を建築するための許可要件は満たしていると考えられます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。この3番と4番はほぼ同じ地域にありました。地図の方で確認していただきまして、3番につきましては**番地**

■になります。筑波カントリークラブの東側の位置になります。申請地の農地区分につきましては、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたしました。3番につきましては1,043㎡の用地に別紙の「参考資料2」にもありますが、発電量は49.5kwで、445wパネル176枚設置し、パワーコンディショナーを3台設置する計画となっております。こちらについても経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして受付番号4番、地図は5ページになります。場所は■■■■番地■■■■で県道沿いの用地になります。こちらの申請地につきましても、農地区分は土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたしました。4番につきましては、1,364㎡の敷地に別紙「参考資料3」にもありますが、発電量が49.5kwで、445wパネルを212枚、パワーコンディショナーを3台設置する計画となっております。この計画も経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えられます。

以上の観点で各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、6番、前島委員より報告をお願いします。

1. 前島委員

はい、11月4日に行った書類審査、現地調査について報告いたします。メンバーは、齊藤会長、栗原委員、羽田委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号5番、申請地の詳細は地図の6ページをご覧ください。

場所の方は■■■■番■■■■と■■■■番■■■■という地番で、地図の方は近くに開智望小学校と、もりり保育園の近くの所です。現地の方は市街化調整区域ですが、住宅が多く立ち並んでいる所です。申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500m以内に、学校法人開智学園、もりり保育園があることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆221㎡と雑種地1筆184㎡の合計40

5㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行って
おり、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、こ
れより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお
願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

こちらの77㎡につきましては、現況が公衆用道路になっていますが、最終的には
住宅として登記になるのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

■■■字■■■■■■■■番■■■は、今後、宅地への進入路になることから、登記は宅地になります。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他、ございますか。それでは無いようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明願います。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1, 235㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は3, 059㎡，■■■字■■■■■■■■番，地目は登記、現況とも田、面積は

4, 262㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は971㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は1,865㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は2,194㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は1,200㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は610㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は136㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は3,710㎡, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は639㎡, 合計10筆18,646㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番, 申請地は, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は1,330㎡の小作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番, 申請地は, ■字■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は32㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては, 別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして, 1番, 海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

1月4日に行った書類審査, 現地調査結果について報告いたします。調査は議案第1号の飯泉委員から報告のありました調査員構成と同じメンバーです。

議案第2号受付番号1番について, 地図は9ページになります。申請地は登記現況とも田, 1筆1,235㎡を規模拡大のため売買により譲受け, 水稻作付けする予定です。申請者は, 自作地約354アールを耕作しており, 世帯員の常時従事者は1名で, 水稻・野菜を作付けする農家です。以上のことから, 1番については, 農機具等も所有しており, 農地法第3条第2項各号に該当しないため, 許可要件の全てを満たしていると考えますので, 許可しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい, ありがとうございます。続いて谷和原地区につきまして, 4番, 栗原委員より報告をお願いします。

1. 栗原委員

11月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど前島委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号2番、地図は10ページになります。申請地は谷和原庁舎の前のつくば野田線を小絹方面に向かいまして、JA小絹ホールを左折して200mくらい進んだ右側になります。現況は今年も耕作したところと、遊休農地として荒れてしまっていたところがありました。申請者は、自作地と借入地あわせて約159アールを耕作しており、水稻・南瓜・キクラゲを作付する農地所有適格化法人です。申請地は、登記現況とも田9筆18,007㎡、登記現況とも畑1筆639㎡、合計10筆18,646㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・南瓜・キクラゲを作付する予定です。

続きまして、受付番号3番地図は11ページになります。申請地はただいま受付番号2番でご説明いたしました農地の道を挟んで東側になります。現況は申請者が既に自身の田んぼと一体で小作地として耕作している状態でした。申請者は自作地と借入地を合わせて約101アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・カーネーション・野菜を作付する農家です。申請地は登記現況とも田、1筆1,330㎡で、売買により譲り受けるものです。

続きまして、受付番号4番地図は12ページになります。こちらの申請地は谷和原庁舎の前の道路をみらい平方面に進み、古川の交差点を過ぎて300mくらいのところを右に入って左側になります。現在は野菜が作付けされている状態でした。申請者は自作地約196アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地1筆32㎡を規模拡大のため売買により譲受け、野菜を作付けする予定となっております。以上のことから2番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それではこれより審議をしていきますが、その前に私の方から事務局にお尋ねします。議案第2号の受付番号2番、契約内容の売買金額と筆番号の差はどのようになっているのか、補足説明願います。

1. 事務局（大久保主査）

上から筆順の金額になっています。

1. 議 長（齊藤会長）

一番上の面積が契約内容の一番上にある金額ということですね。

1. 事務局（大久保主査）

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。そのように見ていただきたいと思います。

それでは審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

██████████は、小作地が154アールということで、自作地は5アールしか無いんですが、この農業適格法人の適用条件とはどのようなものか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

農地所有適格法人になるには、4つの要件があります。その1つが事業要件になり、主たる事業が農業であることになっており、農産物の製造、加工、販売等も含まれます。その他に法人形態要件等があります。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい、ありがとうございました。

1. 議長（齊藤会長）

その他にございますか。無いようですので受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号4番について質問のある方は、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。13ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が47筆で、96,531㎡、畑が64筆で、89,686㎡、合計111筆、186,217㎡です。貸し手が51人で、借り手が16人となります。

次に更新案件ですが、田が30筆で、65,831㎡、畑が18筆で、15,297

m²、合計48筆、81, 128 m²です。貸し手が8人で、借り手が7人となります。

合計では、田が77筆で、162, 362 m²、畑が82筆で、104, 983 m²、合計159筆、267, 345 m²です。貸し手が59人で、借り手が23人となります。

権利の設定開始は、令和2年12月1日及び、令和3年1月1日からとなります。

詳細につきましては、14ページから21ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

これより審議いたしますが、今回4名の委員の方が議事参与となっております。受付番号121番が7番、菊地委員、受付番号122番から123番が4番、栗原委員、124番から135番が5番、中山職務代理、136番から159番が6番、前島委員、それぞれ議事参与になっております。したがって5つに分けて審議いたしますので、よろしく願いいたします。それではまず受付番号1番から120番まで審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、菊地委員。

1. 菊地委員

反対意見ではないのですが、福岡地区の農業者の方から話があり、今回出ております ████████ が福岡の南地区あたりと思われるが、現在、周辺の耕作者及び近隣の地権者の方から雑草がすごく困っていると苦情が出ているらしい。一度指導をしたほうが良いと思います。

1. 議長（齊藤会長）

事務局より何か補足説明はありますか。

1. 事務局（大久保主査）

直接の苦情は農業委員会事務局には無い状況です。██████ の連絡先等も聞いていることから、現場等を確認し、こちらから直接指導の連絡をしたいと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

菊地委員，よろしいでしょうか。事務局より現地を確認して指導をすることとします。
そのほかございますか。

それでは採決いたします。議案第3号の受付番号1番から120番までについて，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。採決の結果，全員賛成により受付番号1番から120番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて，受付番号121番を審議いたします。7番，菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号121番について，ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号121番について，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございます。全員賛成により，受付番号121番は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

（菊地委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて，受付番号122番，123番を審議いたします。4番，栗原委員の退席をお願いします。

(栗原委員退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは審議します。受付番号122番, 123番について, ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号122番, 123番について, 原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, ありがとうございます。全員賛成により, 受付番号122番, 123番は原案のとおり許可することに決定いたしました。栗原委員の復席をお願いします。

(栗原委員復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて, 受付番号124番から135番を審議いたします。5番, 中山職務代理の退席をお願いします。

(中山職務代理退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは審議します。受付番号124番から135番について, ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号124番から135番について, 原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号124番から135番を原案のとおり許可することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。

（中山職務代理復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号136番から159番を審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

（前島委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号136番から159番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号136番から159番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号136番から159番を原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

（前島委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第3号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました、したがって資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件、一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は22, 23ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が7件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が6件、社員寮建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は24ページから30ページになります。

今回の合意解約は31件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが4件、耕作者変更のためのものが19件、中間管理事業への切り替えが1件、売買によるものが7件となります。こちらの売買につきましては本日の議案第2号で審議いただいたものです。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は31ページになります。今回の移動届は2件となります。

申請理由は、架空地線張替工事に伴う工事用地として使用するものが1件、電気通信事業用無線基地局の敷地にするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で本日の議題は全て終了しました。これをもって本総会を閉会といたします。